

参 考 资 料



# 参 考 資 料 目 次

ページ

## 1 職員給与関係資料

第1表	適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数	1
第2表	適用給料表別、学歴別、性別人員構成比	2
第3表	平均給与月額	3
第4表	扶養親族数別人員	6
第5表	単身赴任手当の支給状況	6
第6表	管理職手当の支給状況	7
第7表	地域手当の支給状況	7
第8表	住居手当の支給状況	8
第9表	通勤手当の支給状況	8
第10表	再任用職員の適用給料表別、級別人員	9
第11表	短時間勤務職員の適用給料表別、級別人員	9
第12表	適用給料表別、級別、号給別人員分布	10
第13表	適用給料表別、級別、年齢別人員分布	30

## 2 民間給与関係資料

第14表	産業別、規模別調査事業所数	39
第15表	職種別給与額等	40
第16表	職員と民間事業所従業員との対応関係	47
第17表	職員給与と民間給与の較差	47
第18表	給与改定の状況	48
第19表	定期昇給の実施状況	48
第20表	昇給制度の状況	48
第21表	学歴別初任給	49
第22表	初任給の改定状況	49
第23表	特別給の支給状況	50
第24表	冬季賞与の考課査定分の配分状況	50
第25表	家族手当の支給状況	50
第26表	住宅手当の支給状況	51
第27表	月45時間を超え60時間を超えない時間外労働に係る割増賃金率の状況	52

## 3 生計費関係資料

第28表	費目別、世帯人員別標準生計費（平成28年4月）	53
------	-------------------------	----

## 4 労働経済関係資料

第29表	労働経済指標	54
------	--------	----

## 5 人事院勧告・報告関係資料

給与勧告の骨子	56
育児休業法改正の意見の申出及び勤務時間法改正の勧告の骨子	58
公務員人事管理に関する報告の骨子	59



## 1 職員給与関係資料

平成28年4月現在における職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の給与の実態を調査したものである。

第1表 適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数

区分 給料表	適用人員	平均年齢	平均経験年数
	人	歳	年
全給料表	10,091	43.6	21.3
行政職給料表	3,148	43.3	21.4
公安職給料表	1,220	36.9	16.0
教育職給料表(1)	1,700	45.8	23.2
教育職給料表(2)	3,629	45.3	22.6
研究職給料表	159	41.3	17.9
医療職給料表(1)	33	37.4	13.4
医療職給料表(2)	114	40.9	17.9
医療職給料表(3)	50	40.5	16.6
海事職給料表	38	40.4	19.5

(注) 1 企業局に勤務する職員(40人)、病院局に勤務する職員(1,141人)及び現業職給料表の適用を受ける職員(173人)は含まれていない。(以下各表において同じ。)

2 再任用職員(69名:うちフルタイム勤務職員46名、短時間勤務職員23名)は含まれていない。(第10表及び第11表を除く。)

第2表 適用給料表別、学歴別、性別人員構成比

区分 給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
	%	%	%	%	%	%	%
全給料表	100.0	83.9	3.9	12.2	0.0	61.3	38.7
行政職給料表	100.0	72.1	6.1	21.8	0.0	66.3	33.7
公安職給料表	100.0	55.5	3.8	40.7	0.0	91.3	8.7
教育職給料表(1)	100.0	95.4	2.2	2.4	—	57.4	42.7
教育職給料表(2)	100.0	99.3	0.7	0.0	—	48.8	51.2
研究職給料表	100.0	100.0	0.0	—	—	82.4	17.6
医療職給料表(1)	100.0	100.0	—	—	—	57.6	42.4
医療職給料表(2)	100.0	74.6	25.4	0.0	—	46.5	53.5
医療職給料表(3)	100.0	10.0	90.0	—	—	0.0	100.0
海事職給料表	100.0	26.3	44.7	29.0	—	100.0	0.0

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

第3表 平均給与月額

給与種目	区分	全職員
給料		346,238 円
扶養手当		8,961
管理職手当		5,969
地域手当		496
その他の手当		9,354
合計		371,018

(注) 給料には、平成27年切替えに伴う経過措置額及び教職調整額を含む。

給与種目	区分	行政職給料表適用職員	公安職給料表適用職員
給料		314,669 円	307,776 円
扶養手当		9,162	10,425
管理職手当		8,422	4,888
地域手当		774	180
その他の手当		6,293	9,258
合計		339,320	332,527

(注) 給料には、平成27年切替えに伴う経過措置額を含む。

区分 給与種目	教育職給料表（1）適用職員	教育職給料表（2）適用職員
給料	385,670 円	371,326 円
扶養手当	10,214	7,724
管理職手当	3,828	5,288
地域手当	0	22
その他の手当	10,061	9,330
合計	409,773	393,690

(注) 給料には、平成27年切替えに伴う経過措置額及び教職調整額を含む。

区分 給与種目	研究職給料表適用職員	医療職給料表（1）適用職員
給料	312,894 円	398,555 円
扶養手当	10,849	8,242
管理職手当	4,516	22,597
地域手当	0	68,703
その他の手当	8,648	274,328
合計	336,907	772,425



区分 給与種目	医療職給料表（２）適用職員	医療職給料表（３）適用職員
給料	297,665 円	293,172 円
扶養手当	5,759	5,650
管理職手当	3,494	2,732
地域手当	0	0
その他の手当	9,527	7,890
合計	316,445	309,444

区分 給与種目	海事職給料表適用職員
給料	322,250 円
扶養手当	13,961
管理職手当	1,671
地域手当	0
その他の手当	10,421
合計	348,303

第4表 扶養親族数別人員

区分 扶養親族数	該当職員数	うち扶養親族である 配偶者を有する者	うち扶養親族である 子を有する者	うち配偶者・子以外の 扶養親族を有する者
		人	人	人
1人	1,528	517	851	160
2人	1,720	564	1,654	120
3人	1,177	666	1,166	92
4人	398	305	398	62
5人	53	45	53	19
6人以上	6	4	6	4
計	4,882	2,101	4,128	457

- (注) 1 この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。  
 2 全職員の1人当たりの平均扶養親族数は、1.0人である。  
 3 全給料表適用者のうち手当受給者1人当たり平均手当月額は、18,521円である。

第5表 単身赴任手当の支給状況

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離										
	100km 未満	100km以上 300km未満	300km以上 500km未満	500km以上 700km未満	700km以上 900km未満	900km以上 1,100km未満	1,100km以上 1,300km未満	1,300km以上 1,500km未満	1,500km以上 2,000km未満	2,000km以上 2,500km未満	2,500km以上
受給者	人 99	人 44	人 2	人 0	人 11	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0
受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額										
	人 156	円 34,718									

第6表 管理職手当の支給状況

区分	1種	2種	3種	4種	特4種	5種	6種	7種	8種
職員の区分	部長	次長	本庁課長	室長 校長	副校長	校長 教頭	指導主査	教頭	部主事
受給者	人 13	人 48	人 160	人 171	人 19	人 217	人 2	人 128	人 28
区分	1種 (特定職)	2種 (特定職)	3種 (特定職)	4種 (特定職)	5種 (特定職)	受給者計		手当受給者 1人当たり 平均手当月額	
職員の区分	理事監	参事監	総合 事務所 課長	総合 事務所 室長	検査 専門員				
受給者	人 4	人 39	人 142	人 48	人 12	人 1,031	円 58,425		

(注) 職員の区分については、主な職務について記載した。

第7表 地域手当の支給状況

地域手当 支給区分	計	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	非支給地
区分									
人員 (構成比)	人 87 (100.0%)	人 24 (27.6%)	人 14 (16.1%)	人 2 (2.3%)	人 1 (1.1%)	人 4 (4.6%)	人 6 (6.9%)	人 3 (3.4%)	人 33 (37.%)
手当受給者 1人当たり 平均手当月額	円 44,544	円 63,329	円 80,467	円 66,390	円 27,744	円 29,665	円 19,702	円 8,141	円 58,595

(注) 1 平均手当月額には、医療職給料表(1)適用職員に支給されるものを含む。

2 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない。

第8表 住居手当の支給状況

区 分	人 員 等
受 給 者	1,992 人
手当月額11,000円未満の受給者	4
手当月額11,000円以上 27,000円未満の受給者	986
手当月額27,000円の受給者	1,002
手当受給者1人当たり平均手当月額	24,829 円

配偶者の居住する 借家・借間	受 給 者	手当支給者1人当たり平均手当月額
	5 人	13,240 円

第9表 通勤手当の支給状況

区 分	人 員 等
受 給 者	8,536 人
交通機関等のみを利用する者	320
交通用具のみを使用する者	8,066
交通機関等と交通用具を併用する者	150
交通機関等の利用者1人当たり平均手当月額	16,232 円
交通用具の使用者1人当たり平均手当月額	8,180 円

第10表 再任用職員の適用給料表別、級別人員

給料表	計	級								
		1	2	3	4	5	6	7	8	9
行政職給料表	12	人	12人	人	人	人	人	人	人	人
公安職給料表	5				4			1		
教育職給料表(1)	17	5	12							
教育職給料表(2)	12		12							
給料表計	46									
60歳	31									
61歳	10									
62歳	3									
63歳	1									
64歳	1									

(注) 該当人員0の級は空欄とした。(次表について同じ。)

第11表 短時間勤務職員の適用給料表別、級別人員

給料表	計	級								
		1	2	3	4	5	6	7	8	9
行政職給料表	2	人	2人	人	人	人	人	人	人	人
公安職給料表	8				7		1			
教育職給料表(1)	10	2	8							
研究職給料表	2		2							
医療職給料表(2)	1		1							
給料表計	23									
60歳	8									
61歳	8									
62歳	4									
63歳	2									
64歳	1									

(注) 再任用職員のうち、短時間勤務職員の状況である。

第12表 適用給料表別、級別、号給別人員分布

行政職給料表

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4									
5									
6			1						
7									
8									
9	3								
10	1								
11									
12									
13									1
14	4								1
15	2							2	1
16		1							1
17									
18		3						2	1
19	6	6					1	1	2
20	4	2		1					2
21		8						1	
22	1	39						4	1
23		12							
24	8	4						4	1
25		7							1
26	2	5							
27		29						2	1
28	1	3						1	1
29	44	11	1					3	3
30	3	11		1			1		
31	2	27	1					3	
32	1	4	2					4	
33		10	5					2	
34	40	6	2				11	5	
35	3	44	2				1		
36	3	5	6	1			8	2	
37	2	5	7				2	1	
38	1	14	2				1	2	
39	28	38	2						
40	7	11	9			1	1		
41	8	17	16	1			3	7	
42	4	4	5				1		
43	6	34	5		1		1		
44	41	7	7	1	1				
45	9	10	27	2	1		1		
46	2	7	8	1			1		
47	11	32	11	2	1	1	2		
48	1	4	22			1	1		
49	34	6	26	1			1		
50		13	9	4	2	4	1		
51	2	25	28	4	2	5			
52	1	10	22	10	2	7			
53	2	10	22	10	2	16	3		
54	1	6	26	10	4	14			
55	1	22	21	7	6	19			
56	1	10	34	4	5	11			
57	2	12	19	12	14	9			
58		10	22	18	21	8			
59		26	38	22	13	6			
60		3	18	20	33	7			
61	1	9	29	18	20	11			
62		6	15	13	25	12			
63		12	24	14	33	4			
64	3	7	25	16	21	4			
65		4	27	7	31	12			
66	2	9	14	5	19	7			
67		17	22	5	24	9			
68	1	7	29	3	17	14			

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
69	1	2	24	1	17	11			
70	1	2	10		9	11			
71	2	6	17		5	16			
72	1	5	21		5	13			
73	1	3	21		3	9			
74		2	12		6	8			
75		10	15		8	15			
76		1	14		9	5			
77	1	2	8		10	23			
78	1	5	11		11	7			
79		8	7		24	4			
80		2	4		10				
81		1	8		12	2			
82		4	6		6				
83	1	3	6		8				
84		7	3		6				
85		3	3		4				
86		4	1		3				
87		9	5		17				
88		3	4						
89		5	2						
90		8	1						
91	1	2	4						
92		4	1						
93	2	4	5						
94		4	5						
95		1	5						
96		4	3						
97		2	8						
98		2	6						
99		6	12						
100		2	10						
101		3	9						
102		5	6						
103		4	8						
104		5	7						
105		3	8						
106		1	2						
107		5	5						
108		1	3						
109		1	1						
110		2							
111		2							
112									
113		1	2						
114									
115									
116									
117			4						
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125		11							
計	311	814	928	214	471	307	41	46	16

(注) 各級内の実線は、当該級の最高号給の位置を示し、  
該当人員0の号給は空欄とした。(以下同じ。)

適用職員数	3,148人
-------	--------

公安職給料表

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7	17								
8	1								
9									
10									
11	18								
12	1								
13									
14									
15			1						
16	4								
17	12		3						
18	3								
19	1	16	1						
20		2							
21			4						
22	19								
23	1	24							
24		2	1	1	1				
25	1	1	2						
26		1		1					
27	17	9	4	1	1				
28									
29	5	14	6	1	1				
30		5		1					
31	23	10	6	1	2				
32	1	2	2						1
33	2	4	5		1				2
34		9	2	1					3
35	4	7	8	1					
36	2	2	4	1					
37	2	3	13	5					4
38	1	1	3	2					
39		14	7	7					
40	1	1	4	1					
41	3	6	15	3	2				
42	1	1	3	5	1				
43	2	17	5	6					
44	1	3	5	5	1				
45	2	4	14	5					
46		1	3	6	1			2	
47	1	11	8	5	1		1	3	
48		7	4	2				2	
49	1	3	14	9			1	1	
50		1	3	4	2		2		
51		5	11	6	1				
52		4	7	6					
53		3	11	9			2	2	
54		4	4	13	4		3		
55		5	8	7	1		4	1	
56		3	7	6	2	1	1		
57		2	6	7	2		2	3	
58		1	3	2	3		2		
59	1	6	6	8	2		2		
60		2	6	4			2		
61			9	4	1	2	4		
62			5	4			5		
63		1	5	8			2		
64			3	6			2		
65			6	3	1	2	1		
66			4	5		4	4		
67			7	4		4	2		
68			3	4	1	3	3		
69			2	2		1	2		
70			3	2	2	5	4		
71			4	2	3		5		
72			2	4		3	2		
73			1	4	2	4			
74			2	4	1		1		
75			1	3		2	1		
76				4	1	1	1		



職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
77				2	1	2	1		
78				1		4	2		
79				2					
80				5		1			
81				3		1	1		
82				1					
83				1					
84				4	1	1			
85			2	5					
86				1					
87				3					
88				5					
89				3		1			
90				2					
91						1			
92				3					
93				5					
94									
95				2					
96				2					
97				4					
98				4					
99				3					
100				6					
101				5					
102			1	5					
103			1	3					
104				4					
105				11					
106				9					
107				7					
108				6					
109				6					
110				3					
111				4					
112				4					
113				2					
114				10					
115				8					
116				1					
117			1	1					
118				4					
119			1	2					
120			1	4					
121			2	2					
122				1					
123				5					
124									
125				6					
126			1						
127									
128									
129									
130			1						
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
計	148	217	287	385	45	47	67	14	10

適用職員数	1,220人
-------	--------

教育職給料表（1）

職務の級 号 給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5		2			
6					
7		1			
8					
9					
10		3			
11					
12		1			
13					
14					
15		4			
16					
17		4			
18					
19					
20		6			
21					
22		3			
23		1			
24					1
25		4			3
26					
27		1			1
28					1
29		8			
30	1	1			3
31		5			2
32		5			6
33		3			3
34					
35		4			
36		1			4
37		5			1
38					2
39		7			1
40	1				
41		6			2
42					
43		4			
44		2			
45		15			2
46		2			
47		5			
48		1			1
49		11		1	
50		2			
51		9			
52		6			
53		10		1	
54	1	2			
55		3			
56		1			
57		13		5	
58		4		1	
59		9		1	
60		5		8	
61		26		4	
62		4		3	
63		8		4	
64		16		7	

号 給	職務の級				
	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
65		35		4	
66	1	3		4	
67		9		2	
68		5		2	
69	3	19		4	
70		8		4	
71	1	13		2	
72		5	1	1	
73	1	32		2	
74		2		2	
75		15		2	
76		7		4	
77	1	29	5	1	
78		8	2	1	
79	2	18	2		
80	2	16	6		
81	3	27	5	1	
82	1	11	2	1	
83		27	1		
84	1	9	1		
85	2	30			
86		13			
87	1	24			
88		18	1		
89	2	29			
90	1	11			
91	1	29			
92	3	7			
93	1	42			
94		6			
95		22			
96		16			
97	2	26			
98		8			
99	3	13			
100	3	15			
101	3	22			
102	2	10			
103	1	28			
104	1	13			
105	2	23			
106	2	15			
107	3	24			
108		27			
109	3	25			
110		22			
111	1	38			
112		30			
113	1	45			
114	1	39			
115	2	18			
116		26			
117	2	40			
118	1	36			
119		28			
120	1	31			
121		18			
122		26			
123		25			
124		17			
125		16			
126		7			
127		4			
128		6			

職務の級 号 給	1	2	特2	3	4
129		1			
130		1			
131					
132	1				
133					
134					
135					
136					
137	1	1			
138					
139					
140					
141					
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149					
150					
151	1				
152					
153					
計	67	1,502	26	72	33

適用職員数	1,700人
-------	--------

教育職給料表 (2)

職務の級 号 給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					1
17		19			2
18					
19		4			1
20					4
21					8
22		23			16
23					15
24		8			14
25		2			21
26					12
27		40			8
28		1			7
29		11			9
30					6
31					11
32		33			11
33		2			9
34		8			5
35		1			5
36		2			3
37		42			3
38		2			3
39		15			1
40		2			
41		45			2
42		2			3
43		10			
44		15			3
45		43			
46		4			
47		17			
48		7			1
49		29			
50		4			
51		22		1	
52		3			
53		36			
54		5			
55		15			
56		11			
57		45			
58		2			
59		17			
60		10			
61		34			
62		5			
63		16	1		
64		13		1	

職務の級 号 給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
65		41			
66		7		1	
67		12		2	
68		8			
69		27		3	
70		3		8	
71		19	1	7	
72		8		8	
73		35		21	
74		9	1	15	
75		20	1	24	
76		12	4	19	
77		48	4	14	
78		6	4	12	
79		17	4	11	
80		14	1	8	
81		46		10	
82		11		6	
83		15		4	
84		12		8	
85		32		1	
86		16		4	
87		26		3	
88		18		3	
89		48			
90		10			
91		31			
92		30			
93		42			
94		16			
95		22			
96		37			
97		58			
98		35			
99		30			
100		21			
101		51			
102		21			
103		30			
104		24			
105		47			
106		17			
107		29			
108		27			
109		51			
110		15			
111		29			
112		27			
113		43			
114		19			
115		30			
116		33			
117		49			
118		46			
119		57			
120		82			
121		92			
122		100			
123		111			
124		100			
125		105			
126		120			
127		55			
128		37			

職務の級 号 給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
129		29			
130		38			
131		54			
132		44			
133		31			
134		37			
135		30			
136		18			
137		6			
138		13			
139		6			
140		5			
141					
142		2			
143		1			
144		1			
145					
146					
147					
148					
149		1			
計	0	3,230	21	194	184

適用職員数	3,629人
-------	--------

研究職給料表

職務の級 号 給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29	2				
30					
31					
32					
33					
34	2				
35					
36					
37	1				
38					
39	1				
40					
41	3				
42					
43					
44					
45					
46	3				
47					
48	1	1			
49	3	1		1	
50		1	1		
51	3		2	1	
52	1		1	1	
53					
54	2				
55		1	1	1	
56	4		2		
57		1			
58		1	5		
59		3	1		
60	1	1	1		
61	2	2	2	2	
62	2	2			
63	2	2			
64	1	2		2	



号 給	職務の級				
	1	2	3	4	5
65			3		
66	2	2	1		
67	2		1	1	
68					
69		2			
70		1			
71	3	1		1	
72					
73		1		1	
74	1				
75	2	1	1		
76		1	1		
77		1		1	
78		2			
79	3		1		
80			2		
81	1				
82					
83	1		2		
84	1	3			
85					
86		1	1		
87	2	1			
88			1		
89			1		
90	2	1			
91			1		
92					
93		1	1		
94					
95	1				
96		2			
97					
98					
99		1			
100					
101		1			
102		3			
103	1	2			
104		1			
105		1			
106	1				
107	1				
108		1			
109					
110					
111					
112	1				
113	1				
114					
115		1			
116					
117					
118					
119	1				
120		1			
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128	1				
129					
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136					
137					
138					

職務の級 号 給	1	2	3	4	5
139					
140					
141					
142	1				
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
計	63	51	33	12	0

適用職員数	159人
-------	------

医療職給料表(1)

職務の級 号 給	1	2	3	4
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17	6			
18				
19				
20				
21	6			
22				
23				
24				
25		1		
26				
27		1	1	
28				
29	1			
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37	3			
38		1		
39				
40				
41	1		1	
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49	1			
50				
51				
52				
53				1
54				
55				
56	1			
57				
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81			8	
82				
83				
84				
85				
計	19	3	10	1

適用職員数	33人
-------	-----

医療職給料表 (2)

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5		1					
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14		1					
15		1					
16							
17							
18							
19							
20		1					
21							
22		1					
23							
24							
25		1					
26		1					
27							
28							
29							
30	1	1					
31							
32		1					
33							
34							
35		1					
36							
37							
38							
39		1					
40						1	
41				2			
42		2					
43		2		2		1	
44				2			
45				1			
46						1	
47		5		1	1	2	
48		1			1		
49		1			1		
50		6			1	1	
51		1					
52					2		
53		2			1		
54		4		1	1		
55			1	1	1		
56		1			1		
57			2				
58				1	1		
59		3					
60			1				
61			1	3	1		
62		1			1	1	
63		1	2				
64		1	1	2			

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
65			1	1	1		
66			1	1	1		
67		1	1		1		
68	1	1	1		1		
69		1		3			
70							
71				1			
72			1				
73							
74							
75				1	1		
76							
77							
78							
79		1					
80							
81							
82							
83		1					
84							
85				1			
86				1			
87							
88							
89							
90		2					
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105		2					
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
計	2	51	12	25	17	7	0

適用職員数	114人
-------	------

医療職給料表 (3)

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19		1					
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28		1					
29							
30							
31		2					
32							
33		1					
34							
35							
36							
37		1					
38							
39							
40							
41							
42		1					
43							
44							
45		2					
46		2					
47		1					
48							
49		1					
50							
51							
52							
53			1				
54		2	1				
55							
56		1				1	
57			1				
58		1					
59							
60							
61							
62		1					
63				1			
64							
65				1			
66		1					
67							
68		1					
69		1					
70		1			1		
71							
72							
73				1	1		
74		1					
75							
76							
77							
78		1	2				
79							
80		3					

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
81							
82							
83							
84							
85				1			
86							
87		1					
88				1			
89							
90							
91		1					
92		1					
93							
94							
95							
96							
97		1					
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105		1					
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115		2					
116							
117							
118							
119		1					
120							
121		1					
122							
123		1					
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
計	0	37	5	5	2	1	0

適用職員数	50人
-------	-----

海事職給料表

職務の級 号 給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23		2			
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					1
31		1			
32					
33					
34					
35		2			
36		1			
37		1			
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44	1	1		1	
45		1		1	
46		1			
47					
48				1	
49		1		1	
50					
51					
52	1		1	1	
53					
54	1	1			
55			1		
56			1		
57		1			
58					
59					
60			1		
61			1	1	
62			1		
63					
64					



職務の級 号 給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
65		1			
66					
67					
68					
69					
70					
71		1			
72					
73		1			
74					
75			1		
76					
77		1			
78					
79					
80					
81				1	
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89	1				
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101		1			
102		1			
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
計	4	19	7	7	1

適用職員数	38人
-------	-----

第13表 適用給料表別、級別、年齢別人員分布

行政職給料表

年齢	職務の級									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
18歳	3									3
19歳	5									5
20歳	8									8
21歳	11									11
22歳	30									30
23歳	52									52
24歳	38									38
25歳	53									53
26歳	54	2								56
27歳	22	35								57
28歳	6	38								44
29歳	2	39								41
30歳	2	51								53
31歳	5	56		1						62
32歳	3	59								62
33歳	2	61	2							65
34歳	5	51	11							67
35歳	1	56	20							77
36歳	1	54	28				1			84
37歳		38	42	1						81
38歳		30	54			1				85
39歳	1	27	61							89
40歳	1	31	56					1		89
41歳	1	14	69	2	1			1		88
42歳	1	21	87	11						120
43歳		17	73	19	2			1		112
44歳		24	82	22	8					136
45歳	1	17	56	12	12	1				99
46歳		14	53	22	22	1				112
47歳		8	42	22	30	3				105
48歳		16	26	19	33	5	1			100
49歳	1	13	28	17	30	12				101
50歳		7	23	17	50	11				108
51歳		7	23	14	45	18	2			109
52歳	1	12	20	8	32	23	3	3		102
53歳		4	14	11	41	33	4	2	1	110
54歳	1	7	20	6	43	33	2	6		118
55歳		2	10	6	29	42	4	9		102
56歳		1	15	2	30	46	6	6	2	108
57歳			3		22	22	5	5	6	63
58歳			4	1	19	33	3	5	3	68
59歳		1	6	1	22	23	10	7	4	74
60歳以上		1								1
計	311	814	928	214	471	307	41	46	16	3,148

(注) 該当人員0の年齢は空欄とした。(以下同じ。)

公安職給料表

職務の級 年 齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18歳	17									17
19歳	18									18
20歳	18									18
21歳	19									19
22歳	25	13								38
23歳	24	23								47
24歳	5	27	5							37
25歳	5	27	4							36
26歳	7	20	12							39
27歳	3	30	9							42
28歳	3	14	21							38
29歳	1	12	27	2						42
30歳	1	18	29	1						49
31歳	1	10	26	4						41
32歳	1	9	25	8						43
33歳		5	22	17						44
34歳		7	16	19						42
35歳		2	14	18	3					37
36歳			21	21	1					43
37歳			17	20	1					38
38歳			12	25	3					40
39歳			8	21	2					31
40歳			3	14	5					22
41歳			4	24	5	1				34
42歳			3	7	4					14
43歳				10	7		2			19
44歳				16	1	2	1			20
45歳			1	14	1	1	2			19
46歳				11		5	5			21
47歳			1	8	1	2	2			14
48歳				2		3	5			10
49歳				4		2	4			10
50歳				11	3	4	1			19
51歳			18	2	5	8	1			34
52歳			2	6	1	2	5	3		19
53歳			1	10		3	5			19
54歳			1	12	2	6	4	1		26
55歳			2	13		4	4	5	1	29
56歳				9	2	2	4	1	2	20
57歳				14	1		4	2	3	24
58歳			1	13		4	6		2	26
59歳				13		1	5	1	2	22
60歳以上										
計	148	217	305	369	48	50	60	13	10	1,220

教育職給料表（1）

職務の級 年 齢	1	2	特2	3	4	計
	人	人	人	人	人	人
18歳						
19歳						
20歳						
21歳						
22歳		2				2
23歳	1	4				5
24歳		7				7
25歳	1	9				10
26歳		6				6
27歳		13				13
28歳		11				11
29歳		7				7
30歳		8				8
31歳	1	23				24
32歳	2	20				22
33歳	2	25				27
34歳	2	23				25
35歳	2	40				42
36歳	2	58				60
37歳	5	41				46
38歳	3	52				55
39歳	4	35				39
40歳	2	59				61
41歳	5	61				66
42歳	5	55				60
43歳	9	73				82
44歳	6	71				77
45歳	4	69		1		74
46歳	3	68				71
47歳		53	1			54
48歳		74	4			78
49歳		58	3			61
50歳		59	5	6		70
51歳		67	4	4		75
52歳	2	56	2	9		69
53歳	2	65	2	6	1	76
54歳		60	2	7	2	71
55歳	2	50		13	5	70
56歳		39	2	5	4	50
57歳	1	32	1	8	6	48
58歳		26		8	8	42
59歳	1	22		5	7	35
60歳以上		1				1
計	67	1,502	26	72	33	1,700

教育職給料表（2）

職務の級 年 齢	1	2	特2	3	4	計
	人	人	人	人	人	人
18歳						
19歳						
20歳						
21歳						
22歳		19				19
23歳		27				27
24歳		51				51
25歳		43				43
26歳		54				54
27歳		66				66
28歳		66				66
29歳		52				52
30歳		64				64
31歳		65				65
32歳		62				62
33歳		75				75
34歳		45				45
35歳		71				71
36歳		78				78
37歳		86				86
38歳		67				67
39歳		95				95
40歳		103				103
41歳		112				112
42歳		86				86
43歳		84				84
44歳		108				108
45歳		114	1			115
46歳		101				101
47歳		96	2			98
48歳		130	3	2		135
49歳		109	4	4		117
50歳		133	8	5		146
51歳		140	1	12		153
52歳		136	1	22	2	161
53歳		116		24	6	146
54歳		131		33	9	173
55歳		122	1	26	22	171
56歳		96		20	32	148
57歳		93		15	33	141
58歳		83		14	38	135
59歳		50		17	41	108
60歳以上		1			1	2
計	0	3,230	21	194	184	3,629

研究職給料表

職務の級 年 齢	1	2	3	4	5	計
	人	人	人	人	人	人
18歳						
19歳						
20歳						
21歳						
22歳	2					2
23歳	2					2
24歳	3					3
25歳	1					1
26歳	7					7
27歳	8					8
28歳	2					2
29歳	5					5
30歳	3					3
31歳	7					7
32歳	1					1
33歳	4	1				5
34歳	1	1				2
35歳	3	1				4
36歳	3					3
37歳	1	2				3
38歳	1					1
39歳	1	2				3
40歳	3	7				10
41歳	2	2				4
42歳		4				4
43歳		5	1			6
44歳	1	7				8
45歳		4	5			9
46歳	1	2	1			4
47歳		3	3			6
48歳		4	4			8
49歳		1	3			4
50歳		2	5			7
51歳		1				1
52歳		1	2			3
53歳	1		3	1		5
54歳		1	1	1		3
55歳			2	2		4
56歳				3		3
57歳			1	1		2
58歳			2	1		3
59歳				3		3
60歳以上						
計	63	51	33	12	0	159

医療職給料表 (1)

職務の級 年 齢	1	2	3	4	計
	人	人	人	人	人
18歳					
19歳					
20歳					
21歳					
22歳					
23歳					
24歳	1				1
25歳	5				5
26歳	4				4
27歳	2				2
28歳					
29歳					
30歳	2				2
31歳		2			2
32歳	1				1
33歳	2				2
34歳					
35歳	2	1			3
36歳			1		1
37歳					
38歳					
39歳					
40歳					
41歳			1		1
42歳					
43歳					
44歳					
45歳					
46歳					
47歳					
48歳					
49歳					
50歳					
51歳			1		1
52歳			1		1
53歳					
54歳			1		1
55歳			1		1
56歳			1		1
57歳			1		1
58歳					
59歳				1	1
60歳以上			2		2
計	19	3	10	1	33

医療職給料表（2）

職務の級 年 齢	1	2	3	4	5	6	7	計
	人	人	人	人	人	人	人	人
18歳								
19歳								
20歳								
21歳								
22歳		1						1
23歳								
24歳	1	2						3
25歳		1						1
26歳		1						1
27歳		1						1
28歳		1						1
29歳		3						3
30歳		1						1
31歳		2						2
32歳		6						6
33歳		5						5
34歳		8						8
35歳		6						6
36歳	1	1		1				3
37歳		4	1	2				7
38歳		2	1	1				4
39歳			2	1				3
40歳		1	5					6
41歳		1		4				5
42歳		1		2				3
43歳				2	1			3
44歳		1		3	1			5
45歳				1	2			3
46歳								
47歳				2	3			5
48歳				1	3			4
49歳					1			1
50歳		1	1	1		2		5
51歳				1	1			2
52歳					2			2
53歳		1	1	1		1		4
54歳					2	1		3
55歳			1					1
56歳				2	1			3
57歳								
58歳						1		1
59歳						2		2
60歳以上								
計	2	51	12	25	17	7	0	114



医療職給料表 (3)

職務の級 年 齢	1	2	3	4	5	6	7	計
	人	人	人	人	人	人	人	人
18歳								
19歳								
20歳								
21歳								
22歳								
23歳		1						1
24歳								
25歳								
26歳		1						1
27歳		1						1
28歳		1						1
29歳		2						2
30歳								
31歳		5						5
32歳		2						2
33歳		2						2
34歳								
35歳		1						1
36歳		2						2
37歳		1	1					2
38歳		2	1					3
39歳		1						1
40歳								
41歳		1						1
42歳		3						3
43歳			2	2				4
44歳				1				1
45歳		1						1
46歳		2						2
47歳								
48歳		3		1	1			5
49歳		2						2
50歳			1		1			2
51歳		1						1
52歳		1		1				2
53歳		1						1
54歳								
55歳						1		1
56歳								
57歳								
58歳								
59歳								
60歳以上								
計	0	37	5	5	2	1	0	50

海事職給料表

職務の級 年 齢	1	2	3	4	5	計
	人	人	人	人	人	人
18歳						
19歳						
20歳						
21歳						
22歳						
23歳	1					1
24歳						
25歳	2					2
26歳						
27歳		1				1
28歳		1				1
29歳		1				1
30歳		3				3
31歳		2				2
32歳		3				3
33歳						
34歳		1				1
35歳		1				1
36歳						
37歳		1				1
38歳			1			1
39歳						
40歳						
41歳						
42歳		1				1
43歳		1	1			2
44歳			1		1	2
45歳	1		1	1		3
46歳						
47歳		2		1		3
48歳			1			1
49歳						
50歳						
51歳				2		2
52歳				2		2
53歳		1				1
54歳						
55歳						
56歳			1			1
57歳				1		1
58歳			1			1
59歳						
60歳以上						
計	4	19	7	7	1	38

## 2 民間給与関係資料

### 平成28年職種別民間給与実態調査の結果

平成28年4月現在における民間事業所従業員の給与等の実態を調査したものである。

調査事業所は、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、「農業・林業」、「漁業」、「鉱業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業」、「卸売・小売業」、「金融・保険業」、「不動産業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」及び「サービス業（学術・開発研究機関、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、その他の生活関連サービス業、物品賃貸業、広告業及び政治・経済・文化団体）」に分類された216事業所の中から無作為に抽出した135事業所（うち9事業所は調査不能等により集計対象外）である。

第14表 産業別、規模別調査事業所数

産 業	企業規模					
	規模計	3,000人以上	1,000人 ～2,999人	500人 ～999人	100人 ～499人	50人 ～99人
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
農 業 ・ 林 業	1	—	—	—	—	1
漁 業	1	—	—	—	1	—
鉱 業 、 建 設 業	9	3	—	—	3	3
製 造 業	54	2	2	5	32	13
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業	23	9	—	3	6	5
卸 売 ・ 小 売 業	11	2	—	—	7	2
金融・保険業、不動産業	4	—	1	1	2	—
医療、福祉、教育、学習支援業、サービス業	23	1	3	4	11	4
合 計	126	17	6	13	62	28

第15表 職種別給与額等

その1 事務・技術関係職種

1 規模計

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成28年4月分平均支給額			備 考	
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A - B)		
	人	歳	円	円	円		
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	11	52.9	681,380	0	681,380	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	7	53.3	678,601	0	678,601	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	4	52.3	685,917	0	685,917	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	工 場 長	5	51.3	783,508	0	783,508	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	4	51.5	846,630	0	846,630	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	1	*	*	*	*	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事 務 部 長	70	53.0	536,964	96	536,868	構成員20人又は2課以上の部の長 職責が上記部の長に相当する部の長又は部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	52	52.9	546,496	128	546,368	
短 大 卒	5	51.9	462,200	0	462,200		
高 校 卒	13	53.8	522,389	0	522,389		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技 術 部 長	40	53.9	551,888	2,200	549,688	前記の部長に事故等のあるときの職務 代行者 職責が上記部の次長に相当する部の次長又は部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	
大 学 卒	22	54.5	561,254	454	560,800		
短 大 卒	3	53.9	577,394	0	577,394		
高 校 卒	15	52.9	533,710	5,109	528,601		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 部 次 長	45	51.2	484,155	557	483,598	前記の部長に事故等のあるときの職務 代行者 職責が上記部の次長に相当する部の次長又は部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	
大 学 卒	40	51.0	490,304	630	489,674		
短 大 卒	1	*	*	*	*		
高 校 卒	4	54.4	432,368	0	432,368		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技 術 部 次 長	12	51.7	481,108	2,773	478,335	前記の部長に事故等のあるときの職務 代行者 職責が上記部の次長に相当する部の次長又は部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	
大 学 卒	6	49.6	552,324	5,334	546,990		
短 大 卒	1	*	*	*	*		
高 校 卒	5	54.5	398,039	0	398,039		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 課 長	183	49.3	503,499	6,630	496,869	構成員10人又は2係以上の課の長 職責が上記課の長に相当する課の長又は課長級専門職	
大 学 卒	112	48.3	502,468	5,536	496,932		
短 大 卒	19	49.5	480,840	4,643	476,197		
高 校 卒	52	51.4	514,021	9,737	504,284		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技 術 課 長	116	49.4	502,678	11,503	491,175	構成員10人又は2係以上の課の長 職責が上記課の長に相当する課の長又は課長級専門職	
大 学 卒	74	49.5	485,118	7,856	477,262		
短 大 卒	13	48.0	524,140	17,900	506,240		
高 校 卒	29	49.8	541,795	18,691	523,104		
中 学 卒	-	-	-	-	-		

- (注) 1 調査実人員が2人以下の場合、平均年齢及び平均支給額を\*としている。(第15表共通)  
 2 平均年齢及び平均支給額については、県内の企業数に還元して算出した数値である。(第15表共通)  
 3 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう(以下2から4において同じ)。

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成28年4月分平均支給額			備 考		
			きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A-B)			
							円	円
事務課長代理	人	歳						
	83	47.1	437,340	48,930	388,410	前記の課長に事故等のあるときの職務 代行者 直属の部下に係長又は部下4人以上を 有する課長代理 職責が上記課長代理に相当する課長代 理又は課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)		
	大学卒	49	43.7	407,860	46,724		361,136	
	短大卒	2	*	*	*		*	
	高校卒	32	53.2	493,989	56,146		437,843	
	中学卒	-	-	-	-		-	
	29	48.9	462,746	30,035	432,711			
	大学卒	14	46.6	431,328	14,520		416,808	
	短大卒	5	50.8	493,908	39,432		454,476	
	高校卒	10	51.2	492,815	47,637		445,178	
	中学卒	-	-	-	-		-	
	事務係長	213	45.1	360,283	38,062		322,221	係の長又は係長級専門職
大学卒		100	42.6	353,969	38,089		315,880	
短大卒		29	45.4	345,488	26,567	318,921		
高校卒		84	48.0	373,516	42,240	331,276		
中学卒		-	-	-	-	-		
165		45.6	420,127	63,546	356,581			
大学卒		72	43.9	407,884	61,035	346,849		
短大卒		19	44.8	372,104	43,960	328,144		
高校卒		74	47.6	448,081	72,195	375,886		
中学卒		-	-	-	-	-		
事務主任		168	45.2	353,547	48,909	304,638	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任の うち、課長代理以上に直属し、部下を 有する者 係長等のいない事業所において、職責 が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)	
		大学卒	61	43.5	395,123	58,975		
	短大卒	24	44.2	298,381	42,930	255,451		
	高校卒	81	46.9	339,613	42,958	296,655		
	中学卒	2	*	*	*	*		
	155	43.3	372,542	51,851	320,691			
	大学卒	65	41.0	381,524	69,141	312,383		
	短大卒	9	41.1	370,581	27,525	343,056		
	高校卒	80	44.7	367,731	43,465	324,266		
	中学卒	1	*	*	*	*		
	事務係員	1,044	38.1	260,626	24,745	235,881		
		大学卒	405	34.2	265,048	26,939		
短大卒		182	40.5	248,017	21,309	226,708		
高校卒		449	40.7	262,645	24,209	238,436		
中学卒		8	39.8	211,983	22,341	189,642		
682		37.6	307,340	37,833	269,507			
大学卒		231	34.4	300,796	39,480	261,316		
短大卒		93	36.3	291,313	33,647	257,666		
高校卒		357	39.8	315,413	37,987	277,426		
中学卒		1	*	*	*	*		

(注) 4 「中間職(課長-係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間位置付けられる者をいう(以下2から4において同じ。)

5 「中間職(係長-係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間位置付けられる者をいう(以下2から4において同じ。)

2 規模500人以上（企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上）

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成28年4月分平均支給額			備 考
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)	
支 店 長	11	52.9	681,380	0	681,380	構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）
工 場 長	3	53.2	976,947	0	976,947	構成員50人以上の工場長の長（取締役兼任者を除く。）
事 務 部 長	28	53.0	625,775	0	625,775	構成員20人又は2課以上の部の長 職責が上記部の長に相当する部の長又は部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
技 術 部 長	12	54.4	668,348	4,417	663,931	
事 務 部 次 長	17	50.8	512,640	0	512,640	前記の部長に事故等のあるときの職務 代行者 職責が上記部の次長に相当する部の次 長又は部次長級専門職 中間職（部長一課長間）
技 術 部 次 長	3	50.5	679,765	0	679,765	
事 務 課 長	112	48.9	518,677	7,917	510,760	構成員10人又は2係以上の課の長 職責が上記課の長に相当する課の長又は課長級専門職
技 術 課 長	69	49.4	554,351	17,446	536,905	
事 務 課 長 代 理	56	46.2	452,467	69,749	382,718	前記の課長に事故等のあるときの職務 代行者 直属の部下に係長又は部下4人以上を 有する課長代理 職責が上記課長代理に相当する課長代 理又は課長代理級専門職 中間職（課長一係員間）
技 術 課 長 代 理	15	49.6	498,325	37,733	460,592	
事 務 係 長	108	44.5	390,791	49,239	341,552	係の長又は係長級専門職
技 術 係 長	90	46.5	472,939	81,947	390,992	
事 務 主 任	23	43.3	448,654	90,075	358,579	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任の うち、課長代理以上に直属し、部下を 有する者 係長等のいない事業所において、職責 が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）
技 術 主 任	50	41.3	468,348	74,473	393,875	
事 務 係 員	374	37.0	292,734	36,052	256,682	
技 術 係 員	263	33.9	342,273	58,874	283,399	

3 規模100人以上500人未満（企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上）

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成28年4月分平均支給額			備 考
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)	
	人	歳	円	円	円	
支 店 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）
工 場 長	2	*	*	*	*	構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）
事 務 部 長	37	53.0	487,529	173	487,356	構成員20人又は2課以上の部の長 職責が上記部の長に相当する部の長又は部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
技 術 部 長	23	53.4	527,145	121	527,024	
事 務 部 次 長	20	51.5	463,774	0	463,774	前記の部長に事故等のあるときの職務 代行者 職責が上記部の次長に相当する部の次 長又は部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
技 術 部 次 長	5	51.0	462,222	0	462,222	
事 務 課 長	57	50.3	477,665	5,172	472,493	構成員10人又は2係以上の課の長 職責が上記課の長に相当する課の長又は課長級専門職
技 術 課 長	39	49.6	433,524	3,426	430,098	
事 務 課 長 代 理	21	50.0	406,338	5,790	400,548	前記の課長に事故等のあるときの職務 代行者 直属の部下に係長又は部下4人以上を 有する課長代理 職責が上記課長代理に相当する課長代 理又は課長代理級専門職 中間職（課長－係員間）
技 術 課 長 代 理	8	50.7	413,541	3,383	410,158	
事 務 係 長	76	45.9	316,294	23,041	293,253	係の長又は係長級専門職
技 術 係 長	53	45.7	354,553	39,317	315,236	
事 務 主 任	110	46.0	356,182	45,934	310,248	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任の うち、課長代理以上に直属し、部下を 有する者 係長等のいない事業所において、職責 が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）
技 術 主 任	64	44.3	337,126	38,140	298,986	
事 務 係 員	479	39.4	245,826	17,001	228,825	
技 術 係 員	311	39.5	292,960	25,160	267,800	

4 規模100人未満（企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上）

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成28年4月分平均支給額			備 考
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)	
支 店 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）
工 場 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場長の長（取締役兼任者を除く。）
事 務 部 長	5	52.9	454,095	0	454,095	構成員20人又は2課以上の部の長 職責が上記部の長に相当する部の長又は部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
技 術 部 長	5	55.1	413,811	7,455	406,356	
事 務 部 次 長	8	51.1	476,649	3,400	473,249	前記の部長に事故等のあるときの職務 代行者 職責が上記部の次長に相当する部の次 長又は部次長級専門職 中間職（部長一課長間）
技 術 部 次 長	4	53.5	368,650	8,500	360,150	
事 務 課 長	14	49.2	460,761	143	460,618	構成員10人又は2係以上の課の長 職責が上記課の長に相当する課の長又は課長級専門職
技 術 課 長	8	48.0	426,070	3,330	422,740	
事 務 課 長 代 理	6	45.3	409,302	12,083	397,219	前記の課長に事故等のあるときの職務 代行者 直属の部下に係長又は部下4人以上を 有する課長代理 職責が上記課長代理に相当する課長代 理又は課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）
技 術 課 長 代 理	6	44.3	455,025	53,185	401,840	
事 務 係 長	29	45.6	347,292	30,380	316,912	係の長又は係長級専門職
技 術 係 長	22	41.4	374,927	51,569	323,358	
事 務 主 任	35	43.8	290,017	34,775	255,242	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任の うち、課長代理以上に直属し、部下を 有する者
技 術 主 任	41	42.6	363,464	64,213	299,251	係長等のいない事業所において、職責 が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）
事 務 係 員	191	37.4	226,076	19,347	206,729	
技 術 係 員	108	39.1	278,882	39,037	239,845	



その2 その他の職種  
規模計

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成28年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)		
							円
技能・ 労務関係 職種	電 話 交 換 手	5	50.0	232,797	12,164	220,633	見習、外国語の電話交換手を除く。
	自家用乗用自動 車 運 転 手	2	*	*	*	*	
	守 衛	8	57.9	269,578	21,485	248,093	
	用 務 員	-	-	-	-	-	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。）
	研究部（課）長	-	-	-	-	-	2室（係）以上又は構成員7人以上の部（課）の長
	研究室（係）長	-	-	-	-	-	構成員3人以上の室（係）の長
	主任 研究 員	-	-	-	-	-	下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者、上記研究部（課）長及び研究室（係）長を除く。）
	研 究 員	-	-	-	-	-	
	研 究 補 助 員	-	-	-	-	-	
医 療 関 係 職 種	病 院 長	1	*	*	*	*	部下に医師又は歯科医師5人以上
	副 院 長	4	57.8	1,276,332	105,027	1,171,305	上記病院長に事故等のあるときの職務代理者
	医 科 長	16	57.6	1,199,907	240,594	959,313	部下に医師又は歯科医師1人以上
	医 師	24	44.9	1,212,073	219,934	992,139	
	歯 科 医 師	2	*	*	*	*	
	薬 局 長	5	52.3	454,702	35,514	419,188	部下に薬剤師2人以上

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成28年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)		
	人	歳	円	円	円		
医 療 関 係 職 種	薬 劑 師	25	41.2	394,769	55,426	339,343	
	診療放射線技師	31	42.7	374,237	46,301	327,936	
	臨床検査技師	36	42.6	318,575	28,624	289,951	
	栄 養 士	23	37.2	239,505	7,559	231,946	
	理学療法士	86	33.2	275,866	13,571	262,295	
	作業療法士	75	32.8	273,729	8,984	264,745	
	総看護師長	7	57.4	488,363	18,031	470,332	部下に看護師長5人以上
	看護師長	68	52.5	418,240	35,211	383,029	部下に看護師又は准看護師5人以上
	看護師	179	41.6	344,771	48,962	295,809	
	准看護師	100	45.5	287,469	36,904	250,565	
教 育 関 係 職 種	高等学校校長	-	-	-	-	-	
	高等学校教頭	3	55.5	491,159	0	491,159	
	高等学校教諭	41	47.1	425,647	8,326	417,321	

第16表 職員と民間事業所従業員との対応関係

行政職給料表 職務の級	対 応 職 種		
	企業規模500人以上	企業規模100人以上500人未満	企業規模100人未満
9級	支店長、工場長 部長、部次長		
8級	課 長	支店長、工場長 部長、部次長	
7級			支店長、工場長 部長、部次長
6級	課長代理	課 長	
5級			課 長
4級	係 長	課長代理	課長代理
3級		係 長	係 長
2級	主 任	主 任	主 任
1級	係 員	係 員	係 員

- (注) 1 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。
- 2 基幹となる役職段階（部長、課長、係長、係員）が置かれている事業所において、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が、部長と課長の間に位置付けられる従業員、課長と係長の間に位置付けられる従業員、係長と係員の間に位置付けられる従業員については、それぞれ部次長、課長代理、主任に含めている。

第17表 職員給与と民間給与の較差

民 間 給 与 ①	職 員 給 与 ②	給与の較差 ①-② $\frac{①-②}{②} \times 100$
348,654 円	344,967 円	3,687 円 ( 1.07 %)

- (注) 1 較差は、ラスパイレス方式により算出したものである。
- 2 職員、民間事業所従業員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

第18表 給与改定の状況

(単位：%)

役職段階	項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース慣行なし
係員		35.5	11.4	0.0	53.1
課長級		29.8	11.4	0.0	58.8

第19表 定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職段階	項目	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施			定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし	
			増 額	減 額	変化なし			
係員		91.5	88.9	22.9	9.9	56.1	2.6	8.5
課長級		86.5	83.8	26.4	7.6	49.8	2.7	13.5

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第20表 昇給制度の状況

(単位：%)

役職段階	企業規模	項目	昇給制度 あ り			昇給制度 な し	
			自動昇給	査定昇給	昇格昇給		
係員	規模計		92.9	31.2	78.2	36.7	7.1
		500人以上	94.4	22.8	77.5	38.0	5.6
		100人以上500人未満	93.5	37.1	80.2	37.8	6.5
		100人未満	89.3	32.1	75.0	32.1	10.7
課長級	規模計		89.0	31.3	71.8	32.1	11.0
		500人以上	90.2	17.9	74.5	33.3	9.8
		100人以上500人未満	88.1	37.4	71.6	32.8	11.9
		100人未満	89.3	39.3	67.9	28.6	10.7

(注) 1 昇給制度の内容は、複数回答である。

2 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所は昇給制度ありとして集計した。

第21表 学歴別初任給

(単位：円)

職 種	学 歴	初 任 給 月 額
新卒事務員・技術者	大 学 卒	191,017
	短 大 卒	171,758
	高 校 卒	156,045

(注) 採用のある事業所について平均したものである。

第22表 初任給の改定状況

(単位：%)

学歴	企業規模	項目	採用あり	初 任 給 の 改 定 状 況			採用なし
				増 額	据 置	減 額	
大 学 卒	規 模 計		25.3	(38.5)	(61.5)	(0.0)	74.7
	500人以上		26.1	(46.4)	(53.6)	(0.0)	73.9
	100人以上500人未満		31.2	(34.3)	(65.7)	(0.0)	68.8
	100人未満		10.7	(33.3)	(66.7)	(0.0)	89.3
高 校 卒	規 模 計		13.9	(18.7)	(81.3)	(0.0)	86.1
	500人以上		15.6	(0.0)	(100.0)	(0.0)	84.4
	100人以上500人未満		14.0	(40.8)	(59.2)	(0.0)	86.0
	100人未満		10.7	(0.0)	(100.0)	(0.0)	89.3

(注) ( )内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第23表 特別給の支給状況

(単位：月分)

区分	企業規模			
	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
下 半 期	2.17	2.22	2.01	2.73
上 半 期	1.85	2.00	1.62	1.86
年 間 の 計	4.02	4.22	3.63	4.59

(注) 1 下半期は平成27年8月から平成28年1月まで、上半期は同年2月から7月までの期間である。  
2 支給月数は、所定内給与月額を基準としたものである。

第24表 冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位：%)

企業規模	項 目	部長級（非役員）		課 長 級		係 員	
		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規 模 計	規 模 計	46.1	53.9	48.6	51.4	54.5	45.5
	500人以上	39.9	60.1	42.2	57.8	56.5	43.5
	100人以上500人未満	51.5	48.5	51.8	48.2	54.0	46.0
	100人未満	43.1	56.9	51.8	48.2	51.8	48.2

第25表 家族手当の支給状況

その1 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

(単位：%)

配偶者に対する家族手当を見直す予定又は見直すことについて検討中	税制及び社会保障制度の見直しの動向等によっては見直すことを検討する	配偶者に対する家族手当を見直す予定がない (検討も行っていない)
5.2	18.5	76.3

(注) 配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

その2 家族手当の手当額の定め方

(単位：%)

配偶者・子等の別	配偶者のみ特定、 その他は扶養人員順	その他
100.0	0.0	0.0

(注) 1 手当額の定め方は、平成25年1月以降配偶者に対する手当について見直しを行った事業所について算出した。

2 「配偶者・子等の別」には、配偶者と第1子の手当額が同額である事業所が含まれる。

その3 扶養家族の構成別支給月額

(単位：円)

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	10,568
配偶者と子1人	15,274
配偶者と子2人	19,434

(注) 家族手当の支給につき、配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

第26表 住宅手当の支給状況

(単位：円)

支給の有無	事業所割合
支給	47.2
非支給	52.8
借家・借間居住者に対する住宅手当月額の 最高支給額の中位層	20,000円以上21,000円未満

第27表 月45時間を超え60時間を超えない時間外労働に係る割増賃金率の状況  
(単位：%)

割増賃金率	適用従業員割合		(参考) 適用事業所割合	
	割合	累積割合	割合	累積割合
31%以上	2.6	2.6	2.8	2.8
30%	15.6	18.2	14.0	16.8
29%	0.0	18.2	0.0	16.8
28%	0.0	18.2	0.0	16.8
27%	0.0	18.2	0.0	16.8
26%	0.0	18.2	0.0	16.8
25%	81.8	100.0	83.2	100.0

(注) 適用従業員及び適用事業所の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累積割合と一致しない場合がある。



### 3 生計費関係資料

第28表 費目別、世帯人員別標準生計費（平成28年4月）

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	22,560	33,330	42,520	51,650	60,840
住居関係費	37,890	41,730	38,120	34,470	30,860
被服・履物費	1,770	4,240	5,210	6,180	7,150
雑費Ⅰ	19,050	25,790	36,480	47,160	57,840
雑費Ⅱ	7,200	26,530	26,530	26,530	26,480
計	88,470	131,620	148,860	165,990	183,170

(注) 1 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2～5人世帯については、「家計調査」（総務省）における鳥取市の調査結果（全世帯・平成28年4月分）に基づく費目別平均支出金額（4人世帯の1か月当たりの支出金額に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて求めた。

1人世帯については、全国の1人世帯の費目別標準生計費に、全国の費目別平均支出金額に対する本県の同支出金額の割合を乗じて求めた。

2 標準生計費の費目

標準生計費は、次の費目に分類して算定しているが、各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費 …… 食料

住居関係費 …… 住居、光熱・水道及び家具・家事用品

被服・履物費 …… 被服及び履物

雑費Ⅰ …… 保健医療、交通・通信、教育及び教養娯楽

雑費Ⅱ …… その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費及び仕送り金）

#### 4 労働経済関係資料

第29表 労働経済指標

項目			年月	平成26年度	平成27年度	平成27年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
① 常用雇用指数（調査産業計）			前年度比・前 年同月比(%)	0.5	1.1	1.0	0.9	0.9	1.0	1.0	1.0	1.2	1.2	
② 有効求人倍率 (季節調整値)	全国	(倍)		1.11	1.23	1.17	1.18	1.19	1.21	1.22	1.23	1.24	1.26	
	鳥取県	(倍)		0.98	1.14	1.09	1.14	1.15	1.16	1.18	1.20	1.20	1.21	
③ 完全失業率（季節調整値）			(%)	3.5	3.3	3.4	3.3	3.4	3.3	3.4	3.4	3.2	3.3	
④ きまって支給する給与 (調査産業計)	全国	(千円)		290.8	289.1	292.5	286.8	290.1	289.4	287.2	288.1	289.8	289.0	
		前年度比・前 年同月比(%)		0.3	0.5	0.5	0.0	0.8	0.6	0.3	0.4	0.6	0.5	
	鳥取県	(千円)		250.8	257.9	260.5	254.3	257.6	258.7	256.6	256.4	255.7	257.7	
		前年度比・前 年同月比(%)		2.1	2.8	3.9	4.3	3.5	3.2	4.0	3.4	1.8	1.9	
⑤ 所定内給与	調査 産業計	全国	(千円)		265.4	264.0	266.5	262.6	265.5	264.5	262.9	263.8	264.3	263.2
			前年度比・前 年同月比(%)		0.2	0.6	0.6	0.3	0.8	0.7	0.3	0.3	0.5	0.6
	鳥取県	(千円)		233.6	240.7	243.0	237.4	240.4	242.7	239.9	240.9	238.8	240.7	
		前年度比・前 年同月比(%)		2.5	3.1	4.8	4.1	3.7	3.7	4.4	3.7	1.8	2.6	
	一般 労働者	全国	前年度比・前 年同月比(%)		0.5	0.7	0.7	0.3	1.0	1.0	0.5	0.3	0.7	0.8
		鳥取県	(千円)		269.8	272.8	276.6	270.1	271.9	274.4	272.1	272.8	270.2	272.4
⑥ 所定外給与 (調査産業計)	全国	(千円)		25.4	25.1	26.0	24.3	24.6	24.9	24.3	24.2	25.4	25.8	
		前年度比・前 年同月比(%)		1.9	0.0	△ 1.1	△ 2.0	△ 0.1	0.0	0.7	1.1	0.8	0.3	
	鳥取県	(千円)		17.1	17.2	17.5	16.8	17.3	16.0	16.7	15.5	16.9	17.0	
		前年度比・前 年同月比(%)		1.9	0.0	△ 1.1	△ 2.0	△ 0.1	0.0	0.7	1.1	0.8	0.3	
⑦ 総実労働時間数 (調査産業計)	全国	(時間)		149.3	148.9	155.8	143.0	153.4	155.5	145.4	147.0	149.7	149.6	
	鳥取県	(時間)		151.6	153.5	161.0	146.5	160.9	156.4	147.6	155.0	152.3	154.9	
⑧ 所定外労働時間数 (調査産業計)	全国	(時間)		12.8	12.8	13.4	12.5	12.6	12.7	12.2	12.7	13.0	13.3	
	鳥取県	(時間)		9.4	9.4	9.4	9.0	9.0	8.9	8.6	9.2	9.4	9.7	
⑨ 消費支出	全国	二人以上 の世帯	(千円)		291.9	286.8	301.1	287.3	269.3	282.1	292.8	275.8	283.8	274.6
			前年度比・前 年同月比(%)		0.4	△ 1.8	△ 0.5	5.5	△ 1.7	0.5	3.5	△ 0.2	△ 1.6	△ 2.2
		二人以上 の世帯のうち 勤労者世帯	(千円)		318.7	315.4	333.1	317.2	293.4	315.5	317.5	299.3	310.4	295.1
	前年度比・前 年同月比(%)			0.0	△ 1.0	1.1	8.1	△ 0.9	1.3	3.7	△ 1.4	△ 1.3	△ 3.6	
	鳥取市	二人以上 の世帯	(千円)		267.5	276.1	262.0	285.4	291.0	260.6	266.8	269.5	260.1	258.2
			二人以上 の世帯のうち 勤労者世帯	(千円)		274.6	293.7	286.9	303.5	318.2	264.5	296.4	308.4	289.9
⑩ 消費者物価指数（総合）	全国	前年度比・前 年同月比(%)		2.9	0.2	0.6	0.5	0.4	0.2	0.2	0.0	0.3	0.3	
	鳥取市	前年度比・前 年同月比(%)		2.9	0.4	0.9	1.3	0.4	0.5	0.0	0.2	0.4	0.5	
⑪ 国内企業物価指数			前年度比・前 年同月比(%)		2.7	△ 3.2	△ 2.1	△ 2.2	△ 2.4	△ 3.2	△ 3.7	△ 4.0	△ 3.7	

(注) 1 ①、④、⑤、⑥、⑩、⑪の増減率については、平成22年平均=100とした指数を基礎としている。

2 ①、④、⑤、⑥、⑦、⑧は事業所規模30人以上の数値である。

12月	平成28年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	資料出所
1.3	1.2	1.0	1.2	0.8	0.8	0.9	0.8	厚生労働省(毎月勤労統計調査)
1.27	1.28	1.28	1.30	1.34	1.36	1.37	1.37	厚生労働省
1.24	1.29	1.25	1.24	1.31	1.36	1.36	1.41	
3.3	3.2	3.3	3.2	3.2	3.2	3.1	3.0	総務省(労働力調査)
289.3	286.6	288.6	292.0	293.8	287.5	290.3	290.1	厚生労働省 (毎月勤労統計調査)
0.5	0.2	1.0	1.3	0.5	0.3	0.0	0.3	
261.0	257.3	258.5	260.7	260.7	255.7	260.0	258.7	
1.5	1.9	0.3	2.0	0.1	0.6	0.9	△ 0.1	
263.2	261.8	263.6	266.3	267.6	263.0	265.7	265.5	
0.5	0.4	1.1	1.2	0.4	0.1	0.1	0.4	
242.2	239.2	240.5	243.0	242.3	238.2	242.4	241.1	
1.7	1.6	0.3	1.7	△ 0.3	0.3	0.8	△ 0.7	
0.5	0.6	0.9	0.9	0.4	0.1	0.0	0.2	
274.1	272.4	272.4	274.6	274.2	269.8	274.8	274.1	
26.2	24.8	25.0	25.8	26.3	24.5	24.6	24.5	
0.6	△ 1.4	△ 0.2	1.6	0.9	0.9	△ 0.1	△ 1.3	
18.8	18.1	18.0	17.7	18.4	17.5	17.6	17.6	
147.9	140.4	147.0	152.5	153.8	142.7	154.0	151.5	
154.8	143.2	153.8	155.9	159.8	147.8	158.6	154.6	
13.4	12.3	12.6	13.2	13.3	12.2	12.5	12.5	
11.4	9.5	9.1	9.9	10.0	9.8	9.4	9.6	
319.2	281.9	271.1	302.1	299.1	283.3	262.7	279.6	総務省(家計調査)
△ 4.2	△ 2.5	1.8	△ 5.1	△ 0.7	△ 1.4	△ 2.4	△ 0.9	
340.1	312.8	298.3	335.5	337.3	308.0	277.5	303.9	
△ 5.0	△ 2.3	2.4	△ 4.7	1.3	△ 2.9	△ 5.4	0.9	
321.0	260.0	267.9	310.1	259.4	263.4	230.2	234.2	
323.3	276.0	281.0	311.2	261.3	300.1	252.4	262.9	総務省
0.2	0.0	0.3	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.4	△ 0.5	
△ 0.2	0.2	0.3	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.6	△ 0.4	△ 0.4	
△ 3.5	△ 3.2	△ 3.4	△ 3.8	△ 4.2	△ 4.3	△ 4.2	△ 3.9	日本銀行

## 5 人事院勧告・報告関係資料

### 給与勧告の骨子

#### ○ 本年の給与勧告のポイント

##### 月例給、ボーナスともに引上げ

- ① 民間給与との較差(0.17%)を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、給与制度の総合的見直しにおける本府省業務調整手当の手当額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.1月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

##### 給与制度の改正

- ① 給与制度の総合的見直しについて、本府省業務調整手当の手当額を引上げ
- ② 配偶者に係る扶養手当の手当額を他の扶養親族と同額とし、子に係る手当額を引上げ
- ③ 専門スタッフ職俸給表に4級を新設

#### I 給与勧告制度の基本的考え方

##### 1 給与勧告の意義と役割

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適切するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤

##### 2 民間準拠による給与水準の改定

- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的
- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値での比較は適当でなく、給与決定要素を合わせて比較することが適当。本院の比較は、職種を始め、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士の給与額を対比させ、国家公務員の人員数のウェイトを用いて比較
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業においては、部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、これまでのような実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

#### II 民間給与との較差に基づく給与改定

##### 1 民間給与との比較

約11,700民間事業所の約49万人の個人別給与を実地調査(完了率 87.7%)

<月例給> 公務と民間の4月分の給与額を比較

○民間給与との較差 708円 0.17% [行政職(一)…現行給与 410,984円 平均年齢43.6歳]  
[俸給 448円 本府省業務調整手当 206円 はね返し分(注) 54円]  
(注)俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.32月(公務の支給月数 4.20月)

##### 2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

###### (1) 俸給表

###### ① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験、一般職試験(大卒程度)及び一般職試験(高卒者)採用職員の初任給を1,500円引上げ。若年層についても同程度の改定。その他は、それぞれ400円の引上げを基本に改定(平均改定率 0.2%)

###### ② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(指定職俸給表は改定なし)

###### (2) 本府省業務調整手当

給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、手当額を引上げ  
(係長級: 4%→4.5%相当額、係員級: 2%→2.5%相当額)

### (3) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

#### <ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.20月分→4.30月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分  
(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
28年度 期末手当	1.225月 (支給済み)	1.375月 (改定なし)
勤勉手当	0.80月 (支給済み)	0.90月 (現行0.80月)
29年度 期末手当	1.225月	1.375月
以降 勤勉手当	0.85月	0.85月

#### [実施時期]

・ 月例給：平成28年4月1日 ・ ボーナス：法律の公布日

### III 給与制度の改正等

#### 1 給与制度の総合的見直し

- ・ 国家公務員給与における諸課題に対応するため、平成26年の勧告時において、地域間の給与配分、世代間の給与配分及び職務や勤務実績に応じた給与配分の見直しを行うこととし、昨年4月から3年間で、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施
- ・ 平成29年度は、本府省業務調整手当の手当額について、係長級は基準となる俸給月額額の5.5%相当額に、係員級は同3.5%相当額にそれぞれ引上げ

#### 2 配偶者に係る扶養手当の見直し (平成29年4月1日から段階実施)

民間企業及び公務における配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等を踏まえ、以下のとおり見直し

- ・ 配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額。それにより生ずる原資を用いて子に係る手当額を引上げ(配偶者及び父母等：6,500円、子：10,000円)
- ・ 本府省課長級(行(一)9・10級相当)の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を支給しない。本府省室長級(行(一)8級相当)の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を3,500円支給
- ・ 配偶者に係る手当額の減額は、受給者への影響をできるだけ少なくする観点から段階的に実施し、それにより生ずる原資の範囲内で子に係る手当額を引上げ

税制及び社会保障制度の見直しの状況や民間企業における配偶者に係る手当の見直しの状況に応じ、国家公務員の配偶者に係る扶養手当について、必要な見直しを検討

#### 3 専門スタッフ職俸給表4級の新設 (平成29年4月1日実施)

政府において、部局横断的な重要政策等の企画及び立案等を支援する職を、現行の専門スタッフ職よりも上位の職制上の段階に相当する新たな専門スタッフ職として、平成29年度から各府省の官房等に設置予定。この新たな職の専門性、重要度、困難度を踏まえ、専門スタッフ職俸給表4級を新設

- ・ 俸給月額は、同表3級の最高号俸の俸給月額を一定程度上回るものとする一方、管理的業務を行うものではないことを踏まえ、指定職俸給表1号俸の俸給月額を下回る水準に設定
- ・ 昇給は、勤務成績が極めて良好である場合に限定(昇給号俸数は1号俸)。勤勉手当は、他の俸給表と比べ、勤務実績をより反映し得るよう、専門スタッフ職俸給表3級と同一の成績率を設定

#### 4 その他

##### (1) 再任用職員の給与

- ・ 勤勉手当について、勤務実績を支給額により反映し得るよう、「優秀」の成績率を「良好」の成績率よりも一定程度高くなるように設定
- ・ 再任用職員の増加や在職期間の長期化等を注視しつつ、民間企業の再雇用者の給与の動向や各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえ、引き続き、給与の在り方について必要な検討

##### (2) 介護時間制度の新設に伴う給与の取扱い

介護時間を承認され勤務しなかった時間がある場合であっても、昇給・勤勉手当において直ちに不利にならない取扱いとなるようにし、あわせて、介護休暇・育児休業等についても同様の取扱い

##### (3) 非常勤職員の給与

平成20年に発出した指針の内容に沿った処遇の確保が図られるよう、今後とも各府省を指導

## 育児休業法改正の意見の申出及び勤務時間法改正の勧告の骨子

### ○ 育児休業法改正の意見の申出及び勤務時間法改正の勧告のポイント

民間労働法制の改正内容に即した見直し（平成29年1月実施）

- ① 介護休暇の分割（3回まで可能）
- ② 介護時間の新設（最長連続3年、1日2時間まで）
- ③ 育児休業等に係る子の範囲の拡大（特別養子縁組の監護期間中の子等を追加）

#### 1 改正概要

##### (1) 介護休暇の分割

- ・ 職員の申出に基づき、各省各庁の長が指定期間（職員が介護休暇を請求できる期間）を指定
- ・ 指定期間は、人事院規則の定めるところにより、一の要介護状態ごとに3回以下、かつ、合計6月以下の範囲内で指定
- ・ 経過措置として、改正の日に介護休暇の初日から起算して6月を経過していない者についても、改正の日後に残余の期間を分割して取得できるよう措置

##### (2) 介護時間の新設

- ・ 日常的な介護ニーズに対応するため、各省各庁の長が、職員が介護のため勤務しないことが相当であると認められる場合、連続する3年以下、1日につき2時間以下で、勤務しないこと（介護時間）を承認できる仕組みを新設（公務の運営に支障がある時間については承認しないことが可能）
- ・ 介護時間を承認され勤務しなかった時間は無給とする。昇給・勤勉手当においては直ちに不利にならない取扱いとし、あわせて、介護休暇・育児休業等についても同様の取扱い

##### (3) 育児休業等に係る子の範囲の拡大

- ・ 育児休業、育児短時間勤務及び育児時間の対象となる子の範囲を、①職員が特別養子縁組の成立に係る監護を現に行う子、②里親である職員に委託されており、かつ、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している子（平成29年4月1日以降は、養子縁組里親である職員に委託されている子）、③その他これらに準ずる者として人事院規則で定める子といった法律上の親子関係に準ずる関係にある子にも拡大
- ・ フレックスタイム制の週休日の特例についても、上記の法律上の親子関係に準ずる関係にある子を養育する職員を対象とするよう措置

#### 2 実施時期

平成29年1月1日（養子縁組里親に係る改正は、平成29年4月1日）

#### 3 その他（上記と併せた人事院規則の改正等）

民間労働法制の改正内容に即して、①介護休暇等の対象家族について、祖父母、孫及び兄弟姉妹の同居要件の撤廃、②介護を行う職員の超過勤務の免除、③上司・同僚等によるいわゆるマタハラ等の防止、④非常勤職員の育児休業及び介護休暇の取得要件の緩和等を措置

## 公務員人事管理に関する報告の骨子

少子高齢化に直面している我が国では、誰もがその能力を発揮して活躍できるよう働き方改革が重要な課題。公務においても、年齢別人員構成の偏りが生じる中、本院は、働き方改革をはじめとする諸課題について、関係各方面と連携しつつ、中・長期的視点も踏まえた総合的な取組を引き続き進めていく。

### 1 人材の確保及び育成

#### (1) 多様な有為の人材の確保

効果的な人材確保活動には、働き方改革とともに公務の魅力の積極的な発信が不可欠。大学等と連携し、女性や私立大学・地方大学の学生など対象に応じたきめ細かな施策を展開。試験制度面でも引き続き必要な点検

#### (2) 人材育成

Off-JTの重要性が増加。マネジメント能力向上、キャリア形成、女性登用拡大に資する研修、中途採用者や国際化対応のための研修を強化。派遣研修の活用促進。官民人事交流推進に向けて環境整備

#### (3) 能力・実績に基づく人事管理の推進

適正な人事評価を通じた能力・実績に基づく人事管理が重要。特に、幹部候補育成課程の適切な運用等を通じた昇進管理の強化が必要。働き方に制約がある職員等に対する柔軟な人事管理も必要

### 2 働き方改革と勤務環境の整備

#### (1) 仕事と家庭の両立支援の充実

民間法制の改正内容に即して、介護休暇の分割取得、介護時間の新設、法律上の子に準ずる子への育児休業等の範囲の拡大等を措置（育児休業法改正の意見の申出、勤務時間法改正の勧告）

#### (2) 長時間労働の是正

府省のトップが組織全体の業務量削減・合理化に取り組むことが重要。現場の管理職員による超勤予定の事前確認や具体的指示等の取組を徹底することが有効。業務合理化後も長時間超勤をせざるを得ない職員には、人事管理部署と健康管理部署との方針共有や業務平準化等の配慮も必要

#### (3) 心の健康づくりの推進

職員自身のストレスへの気付きを促すため、今年度からストレスチェック制度を実施。働きやすい職場づくり実現に向けて管理職員のみならず職員一人一人が当事者意識を持つよう支援

#### (4) ハラスメント防止対策

性的指向や性自認をからかう言動もセクハラである旨を明確にし、セクハラやパワハラを防止を引き続き推進。上司・同僚によるマタハラ等の防止につき、民間法制内容を踏まえた防止策を措置

#### (5) 非常勤職員の勤務環境の整備

民間法制の改正内容を踏まえ、育児休業及び介護休暇の取得要件の緩和等を措置。給与に関する指針に沿った処遇を確保するよう各府省を指導

### 3 高齢層職員の能力及び経験の活用（雇用と年金の接続）

60歳を超える職員の勤務形態に対する多様なニーズも踏まえた定年延長に向けた仕組みを具体化していくことが必要。当面は、民間同様にフルタイム中心の再任用勤務の実現を通じて再任用職員の能力・経験の一層の活用を図る必要。各府省は計画的な人事管理や能力・経験を活用し得る配置、職員の意識の切替え等の取組を推進。本院は、関係機関への働きかけや各府省への情報提供等により各府省の取組を支援